

加算の届出に関する留意事項について

- 介護保険が適用される介護サービス事業を行うには、介護保険法の介護サービス事業者として指定を受ける必要があります。また、介護給付費算定に係る各種加算等を算定する場合には、事前に体制等に関する届出書及び体制状況一覧表による届出が必要です。
- 各書類の提出期限を今一度ご確認のうえ、**期限を厳守**してください。
また、各書類の審査には相応の時間を要しますので、提出期限当日の届出ではなく、**期限に余裕をもって届出**してください。

1 提出期限

(1) 訪問・通所サービスなど・・・加算を算定する月の前月の15日まで

- ※訪問サービス、通所サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援、定期巡回・随時対応型訪問看護、地域密着型通所介護、看護小規模型居宅介護（短期利用含む）、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（短期利用含む）
- ※訪問看護ステーションの緊急時訪問看護加算については、届出が受理された日から算定可能です。

(2) 施設・短期入所サービスなど・・・加算を算定する月の初日まで

- ※短期入所サービス、特定施設入居者生活介護（短期利用含む）、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）、認知症対応型共同生活介護（短期利用含む）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2 提出期限を過ぎた場合の注意事項

加算算定に係る書類の提出期限を過ぎると、予定時期からの加算の算定ができません。その状態で加算を算定し介護報酬を請求すると、加算を算定した事業所の利用者全員分の介護報酬請求が国保連から返戻となり、介護報酬が全く支払われなくなります。

請求前に加算の届出状況を確認の上、確実な請求手続きをしてください。また、加算の届出状況に不明な点がありましたら、各指定権者（県指定であれば各広域振興局、保険者指定であれば各保険者）にお問い合わせください。なお、加算区分の変更や取り下げの場合も届出が必要となります。

3 複数の保険者への届出について

地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業について、事業所所在地以外の他市町村からの利用者があることで複数の保険者より指定を受けている場合には、事業所が所在する保険者だけではなく、指定を受けている全保険者への加算の届出の手続きが必要となります。

なお、加算の届出だけではなく、指定更新に係る届出についても、全保険者への手続きが必要となります。

【参考：事業者指定関係の届出締切】

- (1) 介護保険事業者の指定申請、指定更新申請、休廃止及び再開の手続き
提出期限：事業開始予定日の1か月前
- (2) 介護保険事業者の変更届
提出期限：変更後の10日以内